ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

七　次のいずれかに該当する者　第三十九条第一項第七号の規定により同項第六号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ　平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）

八　次のいずれかに該当する者　第三十九条第一項第八号の規定により同項第七号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ　平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

九　次のいずれかに該当する者　第三十九条第一項第九号の規定により同項第八号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ　平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十　前各号のいずれにも該当しない者　第三十九条第一項の規定により同項第九号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2　前項の規定により保険料率を算定する場合には、第三十八条第九項並びに第三十九条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十条第一項」と、「当該保険料の賦課期日の属する年の前年」とあるのは「平成二十八年」と、同条第五項中「第一項第一号」とあるのは「附則第二十条第一項第一号」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定により保険料率を算定する場合における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号イ及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の二第一項の規定の適用については、同号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第二十条第一項」と、同項中「賦課し、又は」とあるのは「賦課し」と、「賦課する」とあるのは「賦課し、又は令附則第二十条第二項において読み替えて準用する令第三十九条第五項に定める基準に従い令附則第二十条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課する」とする。

附　則

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百一号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十一月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百二号

出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　特定登録者カードの交付（再交付を除く。）　二千二百円

七　特定登録者カードの再交付　千百円

附　則

この政令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

規制改革推進会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎